

## 地域医療提供体制の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延により、地方自治体は、医療や介護、子育て、防災・減災、雇用の確保などの喫緊の課題に対応する中で、長期化する感染症対策が求められています。

地域における医療提供体制については、各都道府県において医療計画を策定し、医療連携体制の構築を進めるとともに、地域医療構想の下、将来の医療需要を見据えた病床機能の分化・連携に向けた取組を進めるとされています。

また、政府においては、次の第8次医療計画から、新型コロナウイルス感染症など「新興感染症等の感染拡大時における医療」を新たな事業として、医療計画の記載事項に追加することとされました。

しかしながら、平成30年末時点における上小医療圏の人口10万人当たりの医療施設従事医師数は163.2人であり、10医療圏域中3番目に少なく、長野県平均の233.1人及び全国平均の246.7人を大きく下回っている状況です。さらに、上小医療圏の救急病院医師数は、対人口比において他の医療圏に比べ圧倒的に少なく、救急医療体制が十分に行き届いていない状況にあります。

こうしたことから、医師数の不足が招く救急医療体制の脆弱化に対して早急な対応が必要です。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望します。

### 記

- 1 関係省庁及び都道府県と連携し、医療人材の確保など地域の医療提供体制のさらなる充実を資する施策を講ずること。
- 2 国が策定する第8次医療計画基本方針においては、医療機能を発揮できる病床数やそれに見合う医療人材の確保に対して、適正な指針を示すこと。
- 3 地域の医師確保の取組への支援に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月20日

上田市議会議長 土屋勝浩